

淀川河川敷工事計画に対する請願申請書

平成14年 3月18日

淀川水系流域委員会

委員長 芦田和男様

請願申請人 大阪都立少年野球連盟

代表



外少年野球5球団、11、326名連署

添付書類

- ① 請願地付近見取図
- ② 青少年の現状・意識等についてのアンケート調査(子ども・大人)の結果について【大阪市市民局青少年対策課編集発行】
- ③ 請願署名簿(11, 326人署名)

請 願 書

新世紀の幕開けと共に、今地球上では 私たちが考えられなかった戦争が始まりその影響で、住宅や教育施設が破壊され何の関係もない子どもたちが犠牲者となり、戦争の巻きぞえで大怪我をしても治療介護されずに死んでいく子どもたち、餓死により死んでいく子どもたち、また国内に目を向けますと今までにない不況の嵐で各企業ではリストラがされ、再就職するにも困難で収入を閉ざされた家庭の子どもたちが進学を断念し就職するにも不況で就職採用されずに非行化していく現象が多いことは私たちの地域だけではないと思います。時代を担う青少年が心身ともに健やかに成長することは我々大人たち全ての願いでございますが、青少年をとりまく社会環境は様々な問題を抱え少子化、核家族化などといった現象から起こる家庭問題、いじめや不登校最近では覚醒剤乱用など多種多様な問題が山積みされておりこのような世界はもとより国内情勢が続く中、今の子どもたちは「私たちが住んでいる地球は、日本は、良い国だ！」と胸を張って言える子どもたちはどれくらいいるのでしょうか？

我々、少年野球球団は、営利を目的としない団体であり各役員、指導者も奉仕の精神で野球を通じて青少年の健全育成のため日々精進致し、少年野球を通じて創造性豊かな人材育成を目指し社会貢献する奉仕の精神・道徳教育の充実を図り次世代を担う青少年たちの健全育成を目的としての球団運営を推進いたしております。現在河川敷工事を予定されておられる地域には、野球を通じて青少年の健全育成をはかっております球団は6球団あり、その子どもたちは、「高校野球で甲子園に出場したい！僕はプロ

野球選手になりたい！将来大リーガー選手になりたい！」と非行にはしることなく小さな胸に大きな夢と希望を抱いて一生懸命野球に取りくんでいる青少年たちばかりでございます。今、河川敷工事計画実施により青少年たちからグラウンドを撤去されてしまいますと青少年たちの「夢をかたちに！」できないばかりか私たち大人も長期的な視野をもって家庭・学校・地域の関係者が青少年健全育成のお手伝いできないことになりませんかと存じます。

本年度より小中学校は週休2日制になりその青少年たちが暮らします私たちの愛するまち大阪市では「スポーツパラダイス大阪」を提唱されておられます。しかしながら、そのスポーツする公園広場等がスポーツ人口と反比例して少なく、公園に行きましてもホームレス生活の大人達が公園を占領し青少年たちとのトラブルが社会問題にもなっておりますのはご承知のとおりです。どれだけ、青少年たちにとりましてひとつでも多くのグラウンド・運動場等が必要であるということは本件添付書面②の大阪市によります調査「青少年の現状・意識等についてのアンケート調査（子ども・大人）の結果について（15頁参照）」により明確な回答がでております。

是非とも国土交通省の行政機関に本件をお取り上げ戴きたく昨年12月に「国土交通省近畿地方整備局淀川工事事務所、事務所長 宮本博司様」宛に本件申請するように国土交通省近畿地方整備局淀川工事事務所毛馬出張所、所長様よりご指示頂き申請に至りました。

国土交通省関係管理職員の方々より説明会を開催して頂きご面談協議させて頂きましたところ本件及び河川敷施工等の計画に関しましては、「淀川水系流域委員会」にて協議、審議決定する旨のご案内を賜りまして、改めまして本件を「淀川水系流域委員会」に申請させて頂きます。

ご賛同していただけます方々の熱き意志（添付書面③請願署名簿提出）をもって下記のとおり請願致しますので何卒よろしくお取りはからいますようお願い申し上げます。

記

請願地：大阪市都島区大東町3丁目、大阪市旭区赤川4丁目、淀川河川公園毛馬地区・城東貨物線鉄橋付近

1. 河川工事完了後現行のまま、青少年健全育成を目的とした少年野球場として使用させてください。
2. 現行のまま、青少年健全育成を目的とした少年野球場として使用できない場合は、現行地域近郊地を青少年健全育成を目的とした少年野球場として確保させてください。

請願申請人

大阪市旭区高殿6丁目1番16号

日本少年野球連盟 大阪都島少年硬式野球協会

請願地 別添付近見取図 E地点



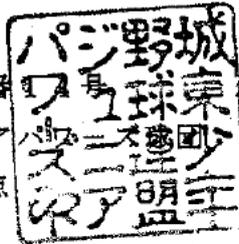
代表 小林 恵 二



大阪市都島区都島本通5丁目2番

城東少年野球連盟 城東ジュニア

請願地 別添付近見取図 A地点



代表 田中 満 菅



大阪市城東区野江3丁目2番10号

城東少年野球連盟 城東グリーンフェニックス球団

請願地 別添付近見取図 B地点

代表 桑島 一 輝



大阪市城東区鳴野東3丁目7番15号

城東少年野球連盟 城東コスモボーイズ球団

請願地 別添付近見取図 C地点

代表 勝田 哲



大阪市都島区友渕町1丁目5番61-1

都島少年軟式連盟 都島タイガース球団

請願地 別添付近見取図 D地点



代表 奥澤 俊 夫



大阪市東淀川区東淡路3丁目6番1-104号

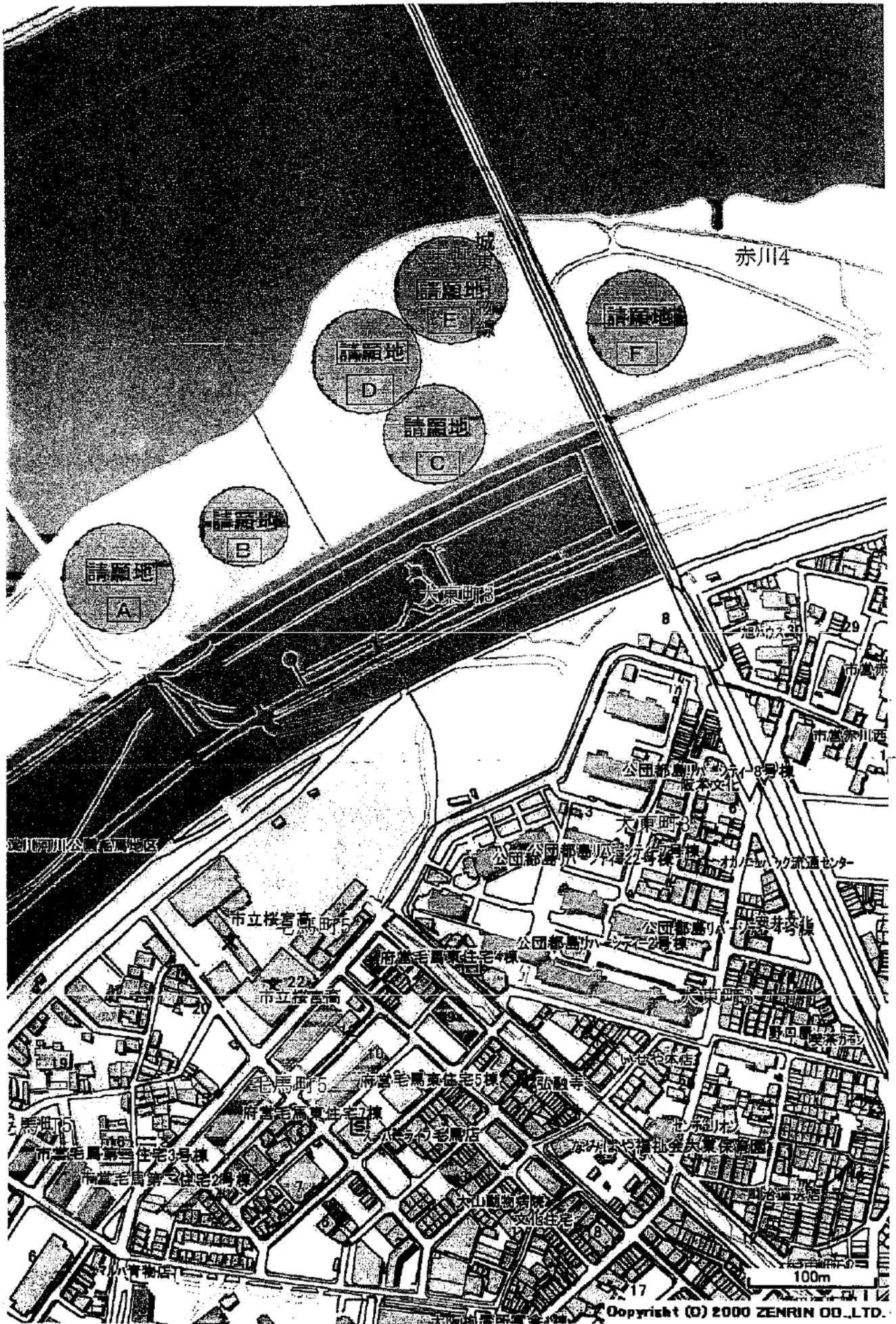
エバークリーンス球団

請願地 別添付近見取図 F地点

監督 松本 重 俊



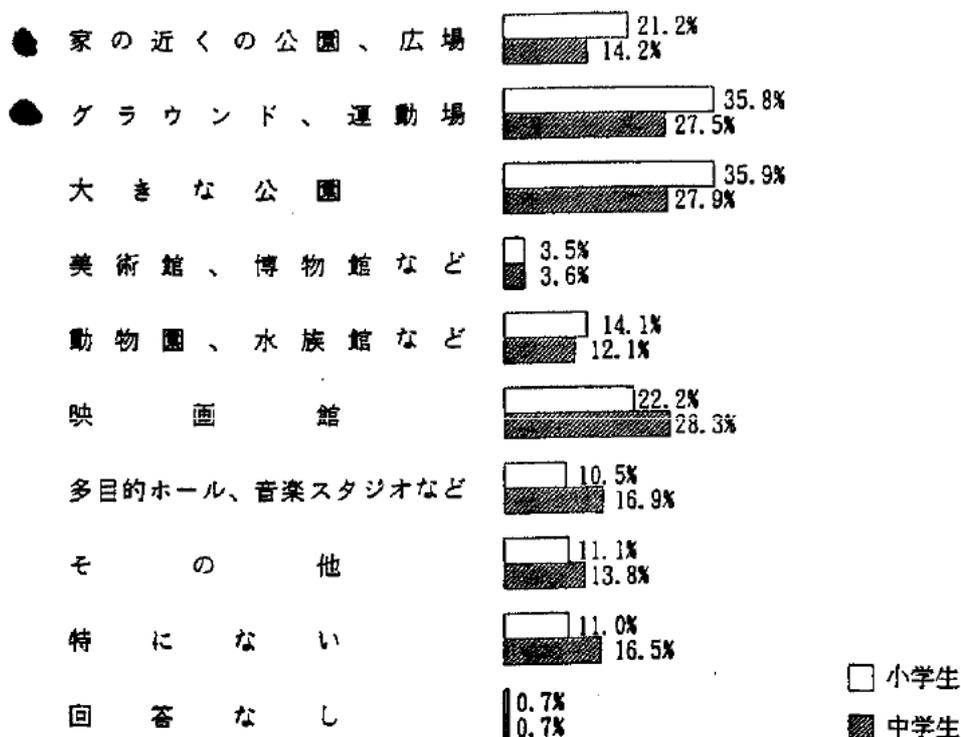
請願地付近見取図



5-2. 増えてほしいと思う遊び場について

友だちとの交遊関係などは以上のとおりであるが、増えたらよいと思う遊び場〔問20〕を2つまできいた結果をまとめると、図40のとおりであり、「小学生」では、「(大阪城公園、長居公園くらいの) 大きな公園」(35.9%)と「(野球・サッカーなどができる) グラウンド、運動場」(35.8%)とをあげたものが多く、以下、「映画館」の22.2%、「家の近くの(小さな)公園、広場」の21.2%、「動物園、水族館など」の14.1%、「多目的ホール、音楽スタジオなど」の10.5%の順で、「美術館、博物館など」は3.5%にとどまっているが、「その他」が11.1%あり、また11.0%が「特にない」としている。他方、「中学生」の場合は、「映画館」の28.3%、「(大阪城公園、長居公園くらいの) 大きな公園」の27.9%、「(野球・サッカーなどができる) グラウンド、運動場」の27.5%などとしたものが多く、以下「多目的ホール、音楽スタジオなど」の16.9%、「家の近くの(小さな)公園、広場」の14.2%、「動物園、水族館など」の12.1%の順で、「美術館、博物館など」はやはり3.6%にとどまり、「その他」が13.8%、「特にない」が16.5%となっている。

図40 増えたらよいと思う遊び場について



湖沼・河川の水質の保全に関する意見

湖沼・河川における動力船に排気に係る化学物質汚染対策

湖沼、河川に対する、水質汚濁に関する水質汚濁防止法より企業等の点源に対する規制、監視は厳しく行われており、水道水源（取水）の水質管理は水道事業者により一定の化学物質については行われている。しかし、非点源からの汚染の監視、その他の化学物質に関する監視は十分ではない。

2001年、環境団体調査により水上バイクより排出された未燃焼ハイオクガソリンによる汚染と考えられる化学物質 MTBE（メチルターシャリーブチルエーテル）が琵琶湖の水から高濃度で検出され、環境こだわり県によって、琵琶湖の水上バイク遊興水域はじめてベンゼンが検出された。また、その後旧運輸省、関係業界により 1999 年に、環境基準の 1.8 倍のベンゼンが琵琶湖で検出されていたが、管理者である環境こだわり県にすら報告されていなかったことが判明した。

現行法令に基づく、環境こだわり県の対応は琵琶湖は閉鎖性水域であるにもかかわらず将来にわたる長期的な影響、琵琶湖に近畿 1400 万の水がめであり、日本人の 9 人に 1 人がこの水を飲んでいる点、藻類、貝類、魚類、鳥類等生態系への影響、プレジャーボート数の増加、何の総量規制ない点などが考慮されておらず、海外の調査、規制状況は参考とされておらず危機管理の上、問題がある。このままでは、厚生労働省によるエイズ等の医薬品事件や農水省による BSE 事件と同じ構図で被害がででの対応になりかねない。

この問題については、既に海外において詳細な調査研究が行われており、湖沼等閉鎖性水域および、水道水源では、MTBE、多環芳香族炭化水素（PAHs）を含む有害化学物質を放出し、多大な環境負荷を生じる水上バイクの全面禁止等の厳しい措置がとられている。

特に燃焼後の排気ガスには、強い発がん性や内分泌攪乱作用をもつ多環芳香族炭化水素（PAHs）等の残存性の高い化学物質がふくまれ、将来にわたる低質、魚介類を含む琵琶湖の水環境への影響が懸念される。また、プレジャーボートの抱える潜在的環境問題は、水質以外にも騒音、安全、湖岸・海岸環境破壊、生態系への影響、大気汚染、など多岐にわたり、浅瀬を航行するときの底質の巻き上げによる生態系への影響も懸念される。このように、湖沼・河川の水環境に将来にわたり重大な被害を与えることが明白にあるにもかかわらず、問題を先送りしてきた環境こだわり県にあっては、まだ、地域協議会をもうけ住民に責任の一部をおしついたり、禁止することもせずはまだ税金を使って、モニタリングを行うような方針を示している。

水質でいえば、プレジャーボートによる汚染は「移動点源汚染」であり、従来の工場排水を対象とした水質基準等では対応できないが、これらの問題点を明らかにし、水環境保全の新しい理念を提示することが必要である。

2001年4月よりPRT法が施行され、化学物質の環境への排出量の把握が強化されたが、湖沼においてはその閉鎖性を考慮するとより一層、化学物質の排出源、流入及び発

生量の把握と管理が求められる水俣病の例を見るように、化学物質による水質汚染は密かに進行し、被害がでるまでわからないか、修復不能にいたった後に発見され多大な損害が生じることが予想される。

21世紀=環境の世紀には、予防の原則だった調査と非点源に対する環境影響評価が必要である。

動力船に関する具体的な対策（案）

- エンジン、排気機構別のエンジン規制、排ガス規制
- ② 利用目的別の総量規制または、出力規制

参考文献：将来的な検討を含むタホ湖の2ストロークエンジン規制根拠となる文献アドレス

<http://www.trpa.org/Boating/MWC%20EA.pdf>

以上

4 木 都 第 3 0 号
平成14年4月3日

淀川水系流域委員会

委員長 芦田 和男 様

京都府木津町長 宮本 裕三



淀川水系流域委員会への意見について

陽春の候 益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、今後20～30年間の具体的な河川の整備内容を示す「河川整備計画」に答申される貴「淀川水系流域委員会」に次のとおり本町の意見を具申いたしますので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

記

- 1 平成10年度に「木津町水辺と歴史の回廊整備構想」を策定しております。
(別紙参照)

本町の「第3次総合計画」において、「本町は、木津川の水運を活用して栄えた町であり、木津川は今も住民にとってまちのシンボルである。」と位置づけ、うるおいのある河川整備を行うとしております。また、本町の都市計画マスタープランにおいても、「町の主要な水辺空間である木津川を、町のアメニティ形成の広域軸とし、生態系の回復、住民の接近性の確保、歴史的な面影の再生など、総合的な環境整備を進める」としております。

- 2 上記のように木津川河川敷の整備は、本町のまちづくりにとって重要な施策ではありますが、住民の生命と暮らしを守るための治水が最優先されるべきと考えています。

淀川水系流域委員会淀川部会

部会長 寺田 武彦 様

京都府木津町長 宮本 裕三



淀川水系流域委員会への意見について

陽春の候 益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、今後 20～30 年間の具体的な河川の整備内容を示す「河川整備計画」に答申される貴「淀川水系流域委員会」に次のとおり本町の意見を具申いたしますので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

記

- 1 平成 10 年度に「木津町水辺と歴史の回廊整備構想」を策定しております。
(別紙参照)

本町の「第 3 次総合計画」において、「本町は、木津川の水運を活用して栄えた町であり、木津川は今も住民にとってまちのシンボルである。」と位置づけ、うるおいのある河川整備を行うとしております。また、本町の都市計画マスタープランにおいても、「町の主要な水辺空間である木津川を、町のアメニティ形成の広域軸とし、生態系の回復、住民の接近性の確保、歴史的な面影の再生など、総合的な環境整備を進める」としております。

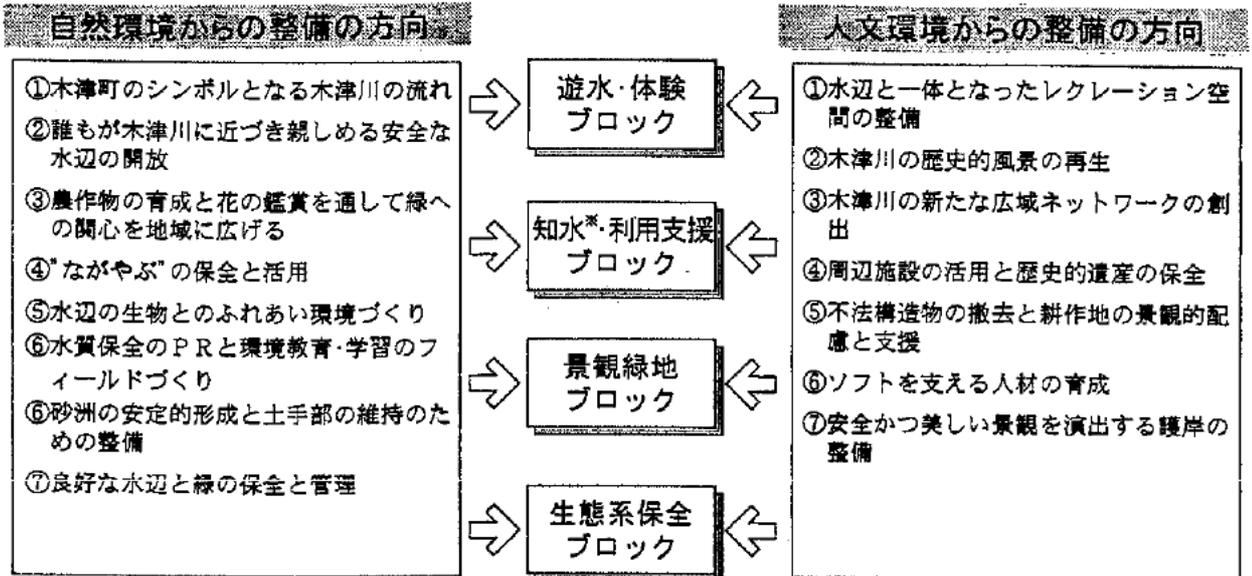
- 2 上記のように木津川河川敷の整備は、本町のまちづくりにとって重要な施策ではありますが、住民の生命と暮らしを守るための治水が最優先されるべきと考えています。

■ 木津町水辺と歴史の回廊整備構想策定調査

京 都 府 相 楽 郡 木 津 町

3) 整備の方向とブロック区分

人の水辺での活動と自然の植生・生態系を両立した空間づくりを実現するために、環境特性の評価から、自然環境と人文環境、それぞれから見た整備の方向の検討を行なう。そこからブロック区分を行ない、この河川敷エリアにおける具体的な整備の目的と支援方策を提案する。



*知水：河川の歴史的・文化的背景や現在の生態的な機能などの知識を深めることを指す。

□ブロック区分

○遊水・体験ブロック

現況の河川空間特有のポテンシャルを生かした整備ならびに支援を行なうブロックとする。船着場や体験学習施設などレクリエーション活動の場や、誰もが水に親しめる水辺づくりを行ない、積極的な利用を図る。

○知水・利用支援ブロック

利用者が快適にレクリエーションが行なえるのための支援や、周辺に点在する史跡や歴史街道を結びつけるブロックとする。駐車場やトイレ、案内施設などの活動支援施設の整備と、木津川や周辺の町の歴史を伝える歴史散策の開催や木津川渡し船の再現などのイベントを展開していく。

○景観緑地ブロック

現況の耕作地や緑地を活用し、木津川の景観形成を行なっていくブロックとする。耕作地の管理や支援、整備による住民同士の交流や、自転車道や散策道など線的な地形に合わせた動線の中で草花の植栽により木津川の季節感の演出を行なう。

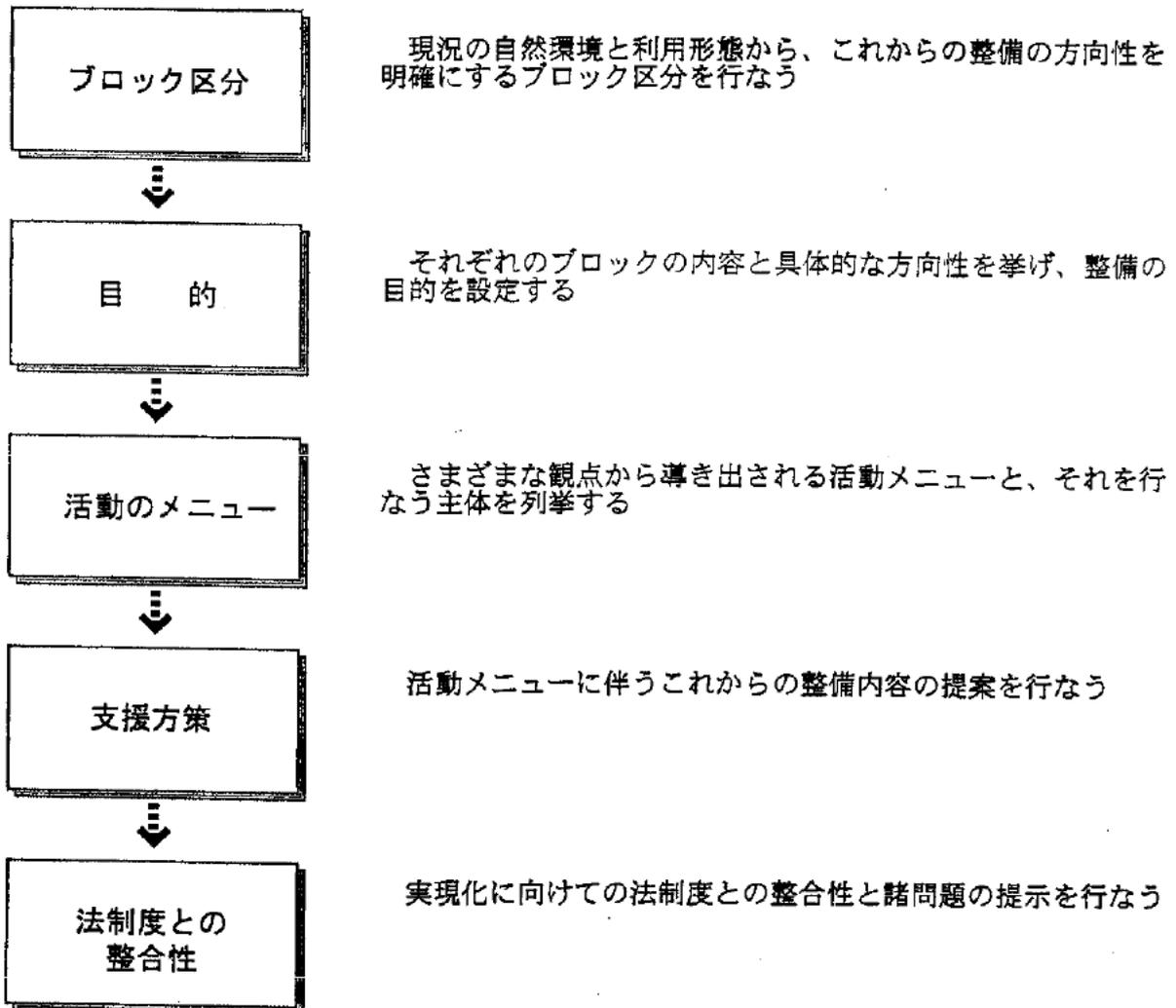
○生態系保全ブロック

セイタカヨシやモウソウチク林などの現況植生や水辺の保全を行なっていくブロックとする。昆虫や鳥類の生息環境や、砂洲の安定や現地形の維持を支えている重要な緑地と、飲料水等の水源としている清らかな水を持つ川への愛着を生み出すものとする。

4) 河川敷エリアにおける具体的支援方策

ここでは、右のフローで示されるように、河川敷エリアで行なうことができる活動のメニューを取り上げ、支援方策と実現化に向けた法制度との整合性を考えていく。

□具体的支援方策フロー



ロブロックの目的と活動メニュー

ブロック	目的	活動メニュー			支援方法	活動等との連携性等 実現に向けての課題		
		分類	活動メニューの例	利用主体				
遊水・休憩 ブロック	現況の河川空間特有のポテンシャルを活かしたレクリエーション活動ができる遊歩道の利用を目指す。 付近の町並みと広域からの来訪者が気軽に水辺に親しむことができるものとし、新たな交流が生まれる場所とする。	町民の活用を主体とする水辺づくり	○木津川段の活用を主とした遊歩道整備づくり	町民	野球場、テニスコート、ゲートボール等の整備 散策道、健康の道等の整備	工作物と併用、河川占用の許可申請 埋立区域より0.5m以下の埋立		
		広域からの来訪者の活用を考慮した水辺づくり	○水津川の水辺とよけあう	町民	親水橋等水辺の安全な開放と水辺PR活動の推進 来訪者が楽しめる水中散歩道の整備	河川占用の許可申請		
			○水津川沿いの自然と交流する	町民 ピクニック客 スポーツ愛好家	○水津川沿いの自然と交流する	町民 ピクニック客 スポーツ愛好家	親水施設と水上ルートの整備とそれを支援するソフトの提供 競技コースの整備とイベントの開催 船着場やボードウォーク等の整備	工作物と併用の許可申請 工作物と併用の許可申請
		誰もが楽しめる水辺づくり	○現況の歩道や水辺環境と親しむ	近隣児童 ピクニック客	○現況の歩道や水辺環境と親しむ	近隣児童 ピクニック客	飛び石やデッキの整備と水難事故に関する指導と教育体制の充実 河川の丸石を利用したイベント開催や給餌キャタリー 自然生態観察ゾーンの設定や観察会などのイベントの開催	河川占用の許可申請
知水・利用支援 ブロック	利用者が周辺の施設や水辺、緑地で快適にレクリエーションが可能なための支援と、木津川や周辺の町の歴史文化を伝える施設とソフトの開発を促すブロックとし、河川敷エリアの中核的な場所とする。	水辺利用のための支援づくり	○町民同士とのコミュニケーションを図る	町民	水辺プラザの設置 駐車場やトイレ等施設の設置 河川敷からステーションの機能の付加	工作物は可搬式、又は可搬式の構造とする		
		木津の歴史文化を 活かした シンボルづくり	○町の歴史文化を知る	観光客	○町の歴史文化を知る	観光客	旧街道・歴史が町並みとの関係により、歴史文化の研究と資料収集・公開を行う	サイン等の設置の整備
			○町並みの景観をつくる	観光客 ピクニック客	○町並みの景観をつくる	観光客 ピクニック客	木津川沿いの景観や、景観の維持の保存、以前のデザインや技術の保存を行う モニュメントの設置	景観の改善・整備の整備 モニュメント設置の整備
		周辺施設との 連携づくり	○自転車による木津川の観光を行う	サイクリング愛好家	○自転車による木津川の観光を行う	サイクリング愛好家	サイクリングターミナルの整備	河川占用の許可申請
			○水の上スポーツを楽しむ	スポーツ愛好家	○水の上スポーツを楽しむ	スポーツ愛好家	競技コースの整備とイベントの開催	河川占用の許可申請
		景観維持 ブロック	現況の耕作地や農地を活用しながら、耕作地の管理や支援、整備による住民同士の交流や、季節感の演出を行ない、景上ならびに河川からの景観の向上を図る。	自然を活かした木津川の名所づくり	○お茶を飲む	町民 観光客	○お茶を飲む	町民 観光客
マイナス景観をなくす 耕作地管理づくり	○川沿いの雑草を知る			観光客	○川沿いの雑草を知る	観光客	現況農地の活用と周辺環境の整備	耕作地の管理・耕作地
	○「ながやぶ」を楽しむ大切にする			町民	○「ながやぶ」を楽しむ大切にする	町民	散策道や農道広場の整備と年貢会等のイベントの開催 竹を利用したクラフト教室の開催	耕作地の管理の整備
耕作地の 整備づくり	○中洲に渡る			観光客 ピクニック客	○中洲に渡る	観光客 ピクニック客	河川の整備と舟橋による中洲への上陸イベント	工作物と併用の許可申請と水位の上昇に伴う耕作地の管理
	○美しい木津川を守る			町民 ピクニック客	○美しい木津川を守る	町民 ピクニック客	河川の景観に見合う総合サインの設置 定期的な清掃活動と草刈りの実施	耕作地の管理・耕作地
生態系保全 ブロック	セイタカヨシやマコモソウチク科などの現況水生や水辺の保全を行ない、昆虫や鳥獣の生息環境や、河川の安定や現地の維持を支えている重要な緑地と、飲料水等の水源としている清らかな水を持つ川への愛着を生み出すものとする。			自然を活かした木津川の名所づくり	○水生植物の保全とバックアップづくり	町民 ボランティア	○水生植物の保全とバックアップづくり	町民 ボランティア
		水辺の生物との よけあひ 連携づくり	○河川生態系の保護と保全をおこなう	ピクニック客 サイクリング客 観光客 町民	○河川生態系の保護と保全をおこなう	ピクニック客 サイクリング客 観光客 町民	小川、ため池の整備や礫石、木杭等の配置による生物の生息環境の整備 高木植物の保全とロードサンクチュアリの設定 雑草の除去やワンドの整備 魚の棲める水質と生態系の維持	耕作地との連携の整備 耕作地との連携の整備 耕作地との連携の整備
		環境保全のための 人材づくり	○環境学習・自然体験をおこなう	町民 近隣児童	○環境学習・自然体験をおこなう	町民 近隣児童	水辺の自然学習の推進と環境保全のPR 水辺の自然学習等の開催	耕作地との連携の整備
		水質向上のための モデルづくり	○水辺の美化活動をおこなう	町民 ボランティア	○水辺の美化活動をおこなう	町民 ボランティア	水質浄化に資する水生植物の保全と、低水敷での水質浄化の推進による水質浄化の増進 水質保全のためのマナー向上PRとハンドブック等の作成 河川一斉清掃活動の推進	耕作地との連携の整備

23